

# 税金を期限内に納付できない場合には…

～税金については、それぞれ定められた期限までに納付していただく必要があります～



## 延滞金がかかります。

※納付期限に遅れた場合には、原則として納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞金を納付しなければなりません。



## 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

※督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律で定められた差押えなどの強制的な徴収手続きを行うこととなります。

# 税金を滞納すると…

税金を一括納付できない場合には、役場税務課で納付相談を行っております。納付相談では、生活や財産の状況などをお伺いします。なお、納付も相談もない場合には、悪質な滞納者として次のような手続きで滞納処分を行うこととなります。



## 督促状送付

※納期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。

督促状を送付しても納付されず、相談がない場合は…



## 財産調査

※金融機関や勤務先(取引先)・運輸局などに対し財産・給与・自動車差押の調査を行います。

※財産調査として、徴収職員が自宅や事務所などの搜索を行う場合があります。(搜索を行う場合、滞納額を一括納付できない限り中止はしません)

納付意思がない、納付の約束が守れないなど納付の意思が認められないような場合は…



## 財産差押え

※動産(貴金属・自動車等)、債券(売掛金・預貯金等)、不動産などの財産の差押えを行います。



## 取り立て・公売

※差押えた債権の取り立てを行います。

※動産や不動産等は、入札等による公売を行います。



## 税金に充当

※取り立てた債権や公売による売却代金を滞納税金に充てます。

税金を納期限までに納付できない場合には、お早めに平泉町役場税務課までご相談ください。

# 財産調査について

## ○財産調査とは

滞納者の納付能力の判定や滞納処分の実行のために、滞納者の財産の有無やその財産についての権利関係、差押後の換価価値・換価難易度等について調査を行うことです。

## ○調査の例

### ① 基礎調査

- ・住民票、戸籍関係
- ・確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払調書
- ・固定資産（土地・家屋等の不動産、事業用償却資産）
- ・経営所得安定対策交付金、中山間地域等直接支払制度交付金
- ・公共事業に関する補償金

### ② 官公庁調査

- ・土地、建物登記簿（法務局）
- ・電話加入権（通信会社）
- ・自動車（陸運支局、県）
- ・国税還付金（税務署）

### ③ 金融機関等調査

- ・銀行等の預貯金、入出金の状況
- ・生命保険、損害保険等の契約状況
- ・クレジットカード決済の状況
- ・債務の状況（現在の借入額や過払金の有無）

### ④ 給与調査

- ・勤務先に対する給与調査
- ・営業等売掛金の調査

## ○搜索（家宅搜索）

国税徴収法第 142 条に基づき、自宅等に出向き、動産（自動車、家電製品、装飾品など）の有無を調査する場合があります。

平泉町では、今回の催告に応じない滞納者に対し、財産調査を行ったうえで、財産の差押を行います。

失業や病気、災害など特別な事情で一括納付が困難な場合は、町役場税務課に早めにご相談ください。

岩手県平泉町役場税務課  
電話 0191-46-5563